

(((伝建群だより)))

編集・発行 桐生市総合政策部伝建群推進室推進係
Tel 0277-46-1111(内線346,639)
Fax 0277-43-1001
E-mail denkengun@city.kiryu.gunma.jp

平成22年11月15日発行 秋号 9

保存計画作成検討委員会が発足 ~ 保存計画の作成始まる ~

「保存計画」とは、伝建地区としての考え方ともなる「まちづくりの方針」を示すもので、今後、このまちのまちづくりの手引きともなるものです。

「保存計画」の作成にあたっては、地元で伝建に関する取り組みを主体的に行っている「NPO法人 本一・本二まちづくりの会」が中心となり、地元住民を始め市民や建築の専門家、行政（桐生市）など様々な立場から参加をいただき議論を深め、地元の考えを踏まえた計画を作成するため、保存計画作成検討委員会を発足いたしました。

検討会で検討された計画は、保存計画（案）として桐生市に提案されます。これまで2回の検討会を開催し、伝建地区として残すべき建物となる「伝統的建造物」の候補物件(案)の検討を行いました。

今後は、建物の新築や増改築時における建築行為の基準について検討を行っていきます。



< 検討委員会の様子 >

保存計画

地区に残る建物などの歴史資産に対する保存の考え方やまちの歴史的な環境を守るための建物の新築、増改築の基準や保存のための支援策などを定めます。

保存審議会を開催 ~ 伝統的建造物の候補物件を抽出 ~

保存審議会とは、伝建地区の指定に伴い、保存計画の内容などについて審議を行う機関で、桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき設置されます。審議会の委員は地元住民の代表者や建築士、学識経験者などから構成されています。今回の審議会では、保存計画作成検討会で議論

されました、「伝統的建造物」の候補物件（案）について桐生市より提案され審議が行われました。審議の結果、200棟を超す建物が候補物件となり、今後、所有者の同意を頂いた後、「伝統的建造物」として定められることとなります。

桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例

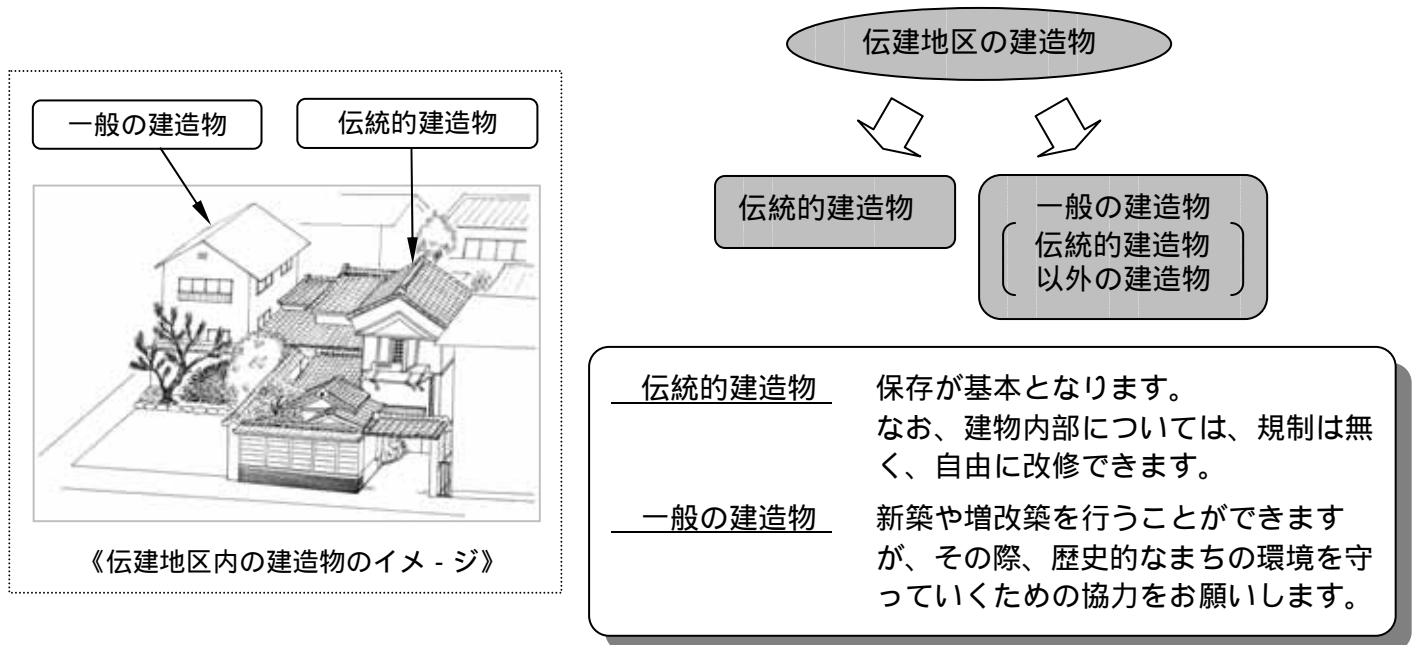
伝統的建造物群保存地区を定めるための条例です。この条例は市内全域に適用され、今後、桐生市内に伝建地区を定めることが出来るようになりました。なお、条例では、地区の保存に関する考え方として「保存計画」を作成することとなっています

~ 伝建群を目指して ~

伝統と創造 粋なまち 桐生

伝建地区の建物の扱いについて

伝建地区の建物は、歴史的な建物からなる「伝統的建造物」と、それ以外の「一般の建造物」に分類され、それぞれ取り扱いが異なります。



お住まいやお持ちの建物が「伝統的建造物」か「一般の建造物」のどちらに該当するかなど建物の取り扱いについて、伝建群推進室の職員が皆様のお宅を訪問し、ご説明させていただきます。

全国の伝建地区の紹介 ~ 全国 88 番目 ~

五條市五條新町地区（奈良県五條市）

かつて江戸参勤にも使われた旧紀州街道には江戸時代の景観を残す町並みが残っており、宿場・商業の町として発展した往時の栄華をしのばせています。漆喰塗りの壁や虫籠窓、格子の家々など、江戸時代からの景観を良く残しています。平成 22 年 10 月 15 日に文化審議会が文部科学大臣に答申しました。



伝建制度、まちづくりや伝建群だよりについて、ご不明な点などがありましたら、伝建まちなか交流館、または、市役所伝建群推進室までお気軽にお問い合わせください。

~ 連絡先 ~ 伝建群推進室

TEL : 0277-46-1111 内線 346・639

FAX : 0277-43-1001

伝建まちなか交流館

TEL : 0277-22-1122 FAX : 0277-22-1122

~ 伝建群を目指して ~

伝統と創造 粋なまち 桐生